

小学校特別支援学級(知的障害)の新設について

増加傾向にある特別支援学級在籍児童数への対応及び通学距離等の負担軽減を目的として、小学校1校に新たに特別支援学級(知的障害)を設置する。

1 設置校

高井戸東小学校

2 開設年

令和6年4月

3 通学区域の設置

(1)設置の考え方

(ア) 通学距離や登下校時の安全に配慮し、隣接2校(高井戸第二小、済美小)の通学区域の一部を環状八号線、人見街道の幹線道路を境界として、高井戸東小学校の通学区域を設置する。

(イ) 隣接の新泉和泉小学校との境界は、当校が小中一貫教育校であることを踏まえ調整する。

(ウ) 和泉中学校通学区域との整合を図るため、済美小学校通学区域の一部(永福三丁目全域、永福四丁目12～27、33)を新泉和泉小学校通学区域に編入する。

(2)新通学区域

参考資料の2のとおり

4 特例地域

新泉和泉小学校通学区域は概ね現状どおりとするが、通学距離等の負担軽減を図るため、当校通学区域内の下高井戸一丁目(21～41)、三～五丁目地域を「特例地域」とする。これに伴い、同地域に居住する児童については、令和6年度から、申し出により高井戸東小学校に通学することを認めることとする。

5 経過措置

令和5年度に、高井戸第二小学校及び済美小学校の特別支援学級に在籍している児童のうち、新高井戸東小学校の通学区域内に居住する児童に対して、希望調査を行い、申し出により卒業まで現在の在籍校への通学を認めることとする。

また、新泉和泉小学校通学区域に編入になる、済美小学校通学区域の一部に居住する児童に対しても同様の対応とする。

6 改修概要

- ・ 1階家庭科室及び家庭科準備室を、特別支援学級(2学級)に改修する。
- ・ 3階視聴覚室及び視聴覚準備室を、家庭科室及び家庭科準備室に改修し、4階コンピューター室を視聴覚室に改修する。

7 今後のスケジュール (予定)

令和4年12月	高井戸東小学校、隣接3校の保護者に説明
令和5年3月	「特別支援学級を設置する杉並区立小学校及び中学校の通学区域に関する基準」改正
6月	特例地域、経過措置対象地域居住児童・保護者への意向調査の実施
令和5年7月～11月	高井戸東小学校特別支援学級設置に向けた改修工事
令和6年4月	高井戸東小学校特別支援学級開設

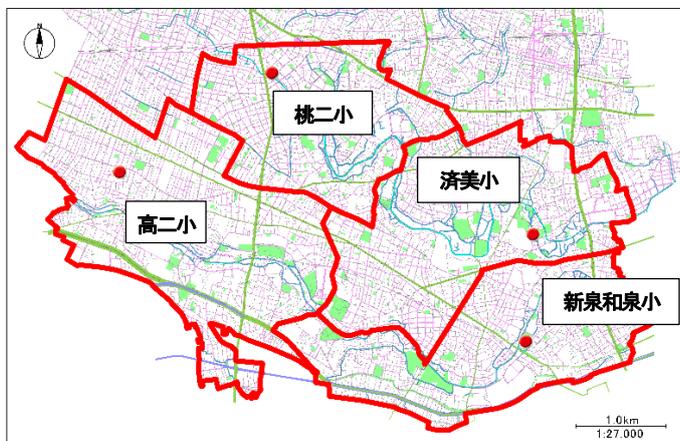
小学校特別支援学級(知的障害)の新設について

1 学校別児童数・学級数の推計

学校名	種別	令和4年度 現在	5年度	6年度	7年度	8年度
高井戸第二小学校	児童数	30	31	22	26	25
	学級数	4	4	3	4	4
済美小学校	児童数	33	33	24	25	20
	学級数	5	5	3	4	3
新泉和泉小学校	児童数	22	21	23	18	18
	学級数	3	3	3	3	3
高井戸東小学校 (新設校)	児童数	-	-	9	9	8
	学級数	-	-	2	2	1
児童数計		85	85	78	78	71

2 高井戸東小学校特別支援学級開設に伴う通学区域の見直し

【現在の通学区域】



【新通学区域】



【高井戸東小学校特別支援学級通学区域】

- ・高井戸東一丁目～三丁目・四丁目 1～10、14～16、18～28
- ・上高井戸一丁目～三丁目
- ・浜田山一丁目～四丁目

【新通学区域】 図の①：現在は済美小学校通学区域だが令和6年度以降新泉和泉小学校通学区域に編入

【新通学区域】 図の②：特例地域